そらいろ通信　５月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

皆さまいかがお過ごしでしょうか。
寒さが長く続き、春のお花が軒並み遅れての開花となりました。無事に桜も開花し、しばし楽しんだ後、だんだん新緑が眩しくなってきました。
まだしばらく寒暖の差が大きいようです。どうぞご自愛くださいませ。

★大人の心理学★

【気になっているものが聞こえるのはなぜ？】

宴会やお店などの騒がしい場所にいても、興味のある人の声は不思議に聞き取ることができます。よく考えると、不思議なことですね。
これは、「カクテルパーティー効果」と呼ばれる能力ですが、人間は外界から得られる大量の情報（この場合は音）を重要かそうでないかを判断し、重要な情報以外をシャットアウトすることができます。本人が興味・関心を抱いていない話題でも、自分に関連した情報なら同様のことが起こります。たとえば混雑した場合でも、自分の名前を呼ばれるとハッと気づくでしょう。自分の名前を重要な情報だと判断していることの証です。
試しに宴会やお店で録音してみるといいでしょう。騒音で何も聞こえず、改めて人間の情報処理能力に驚くのではないでしょうか。

（大人の心理学常識　トキオ・ナレッジ著）

Copyright © 2025.5.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★5 月のお仕事カレンダー

5/12	● 4 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
5/15	● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限
6/2	● 4 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 3 月決算法人の確定申告と納税・9 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 6 月・9 月・12 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 自動車税・軽自動車税の納付（都道府県の指定日まで）

★重要改正★

●最近の改正内容●

●協会けんぽの保険料率変更
令和７年３月分（４月納付分）から保険料率が変更されています。
（都道府県ごと）

●雇用保険料率変更
令和７年４月から保険料率が変更されています。

事業の種類	労働者負担	事業主負担	合計保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

●高年齢雇用継続給付の給付率の引き下げ
60 歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が５年以上ない方はその期間が５年を満たすこととなった日）が令和７年４月１日以降の方については、最大給付率が各月に支払われた賃金額の 15%から 10%に引き下がります。

●育児・介護休業法の改正
（次ページをご参照ください。）

Copyright © 2025.5.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

育児・介護休業法が改正施行されました。

育児・介護休業法が改正され、この４月からと 10 月からと２段階に分けて施行されます。

＜令和７年４月１日施行分＞
□ 子の看護休暇の見直し
□ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
□ 育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
□ 育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加
□ 育児のためのテレワーク導入の努力義務化
□ 介護のためのテレワーク導入の努力義務化
□ 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置の義務付け
□ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大（従業員数：1,000 人超の企業→300 人超の企業）

＜令和７年 10 月１日施行分＞
□ 柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
□ 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認の義務付け
□ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務付け

今回の改正点の目的としては、国が進める「こども・子育て支援加速化プラン」におけるもので、
- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- 共働き、共育ての推進
- 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

を実現していこうというものです。

今回の改正に伴い、規程や社内様式の変更のほか、社内への制度の周知、個別の意向確認などが必要になります。雇用保険の給付金の種類も増えましたので、業務が増加します。男性の育児休業の取得者や時短勤務の希望者なども増えていくでしょう。会社としての対応が、今まで以上に煩雑になっていきます。

Copyright © 2025.5.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2025.5.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.